○長崎県港湾管理規則

昭和51年４月30日

長崎県規則第38号

改正　昭和63年３月29日規則第17号

平成３年３月19日規則第９号

平成６年７月22日規則第41号

平成７年３月22日規則第15号

平成７年10月27日規則第67号

平成８年３月22日規則第13号

平成10年10月30日規則第46号

平成12年３月31日規則第57号の15

平成13年８月31日規則第58号

平成15年４月８日規則第38号

平成15年11月21日規則第67号

平成16年３月30日規則第25号

平成17年７月19日規則第65号

平成17年10月21日規則第83号

平成23年８月19日規則第33号

令和２年12月15日規則第49号

令和３年１月８日規則第２号

注　令和２年12月から条文沿革を注記した。

〔長崎県港湾施設管理条例施行規則〕をここに公布する。

長崎県港湾管理規則

長崎県県営港湾施設管理条例施行規則（昭和36年長崎県規則第81号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この規則は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）、港湾法施行令（昭和26年政令第４号。以下「政令」という。）及び長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用許可の申請手続）

第２条　条例第５条又は条例第８条の規定により港湾施設の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。ただし、通常使用のうち車両の通過使用及び駐車場の使用（時間駐車に限る。）については、口頭で申請することができる。

２　前項の使用許可申請書は、通常使用にあっては港湾施設を使用しようとする日の７日前までに、目的外使用にあっては港湾施設を使用しようとする日の２箇月前までに提出しなければならない。ただし、特別の理由あるときは、この限りでない。

（施設許可票の交付）

第２条の２　知事は、条例第５条又は条例第８条の規定によるプレジャーボートに係る許可をするときは、申請者に対し、施設使用許可票（様式第３号）を交付するものとする。

２　前項の規定により施設使用許可票の交付を受けた者は、当該プレジャーボートの船体のうち船外から確認しやすい箇所にこれを貼り付けておかなければならない。

（知事が定める額の決定等）

第２条の３　条例別表第１その１の１の項、同表12の項及び18の項並びに条例別表第１その２に規定するプレジャーボートに係る使用料について知事が定める額は、各港の近傍地価及び港湾施設の状況等に応じて、別表第１のとおり区分し適用するものとする。

２　条例別表第１その１の18の項に規定するプレジャーボートに係る泊地使用料は、前項の規定による区分のほか、各泊地の位置、水深、静穏度、隣接施設の状況等に応じて、別表第１のとおり区分し適用するものとする。

（変更許可申請手続）

第３条　港湾施設の使用の許可を受けた者が、条例第10条の規定により変更の許可を受けようとするときは、変更許可申請書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

（法に基づく許可等の申請）

第４条　条例第12条第１項の規則で定める申請書は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

(１)　法第37条第１項第１号の規定による許可（法第56条第１項の規定による許可を含む。以下この項の第２号、第３号及び第５号において同じ。）　水域（公共空地）占用許可申請書（様式第４号）

(２)　法第37条第１項第２号の規定による許可　土砂採取許可申請書（様式第５号）

(３)　法第37条第１項第３号の規定による許可　水域施設等建設（改良）許可申請書（様式第６号）

(４)　法第37条第１項第４号の規定による許可（構築物の建設又は改築の場合）　構築物建設（改築）許可申請書（様式第７号）

(５)　法第37条第１項第４号の規定による許可（廃物の投棄の場合）　廃物投棄許可申請書（様式第８号）

２　条例第12条第２項第２号の規則で定める書面は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容を満たすものとする。

(１)　位置図　縮尺２万5,000分の１から５万分の１までの地形図に申請地を記したもの

(２)　地況図　申請地とその付近の概況を把握できるもので、申請地の位置及び申請地から100メートル以内の名勝、旧跡、墓地、道路、橋梁、河川護岸、堤とうその他の公共工作物の位置及び方位を記載したもの

(３)　実測図　申請地域の基点、求積図及び面積計算書、隣地の地形、地番及び地目並びに縮尺を記載したもの

(４)　方法書　許可に係る占用方法又は土砂の採取方法の概要を記載したもの

(５)　その他の書面　工作物の設置を伴う場合にあっては設計書、構造計算書及び載荷重量計算書

３　前２項の規定にかかわらず、許可に係る行為の内容から第１項の申請書又は前項の書面が適当でないと認めるときは、知事が別に定めるところによる。

４　法第37条第１項又は第56条第１項の許可を受けた者（以下次項において「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る行為に着手したとき又は当該許可に係る行為が完了したときは、遅滞なく、着手（完了）届（様式第９号）を知事に提出しなければならない。

５　許可を受けた者（砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により認可を受けた者を除く。）は、許可に係る行為を行う場合においてはその期間中、占用（工事、採取）許可標識（様式第10号）を見易い場所に掲示しなければならない。

（特例使用料の決定等）

第５条　条例第14条の規定による月額又は年額の使用料（以下「特例使用料」という。）の適用を受けようとする者は、その旨を知事に申し出なければならない。

２　知事は、特例使用料を決定したときは、特例使用料の額及び納入期日等を定めて申請者に通知するものとする。

（定期航路船以外の船舶に係る特例使用料の取扱）

第６条　定期航路船以外の船舶について前条第２項の規定による通知を受けた者が、係船料を納入したときは、船舶特例使用料納入済証（様式第11号）を交付するものとし、その有効期間中当該船舶が県の管理する他の港湾（漁港を含む。以下「他港」という。）に係船した場合当該他港の係船料を徴収しないものとする。

２　前項の規定により船舶特例使用料納入済証の交付を受けた者は、これを当該船舶に備付け、他港で係船する場合には、提出する使用許可申請書に必要事項を記入して申請しなければならない。

（使用料の還付）

第７条　条例第18条第３号の規定による理由は、船舶特例使用料納入済証の有効期間中に当該船舶が廃船又は他人に譲渡されたときとする。

（行為の許可申請手続）

第８条　条例第20条に掲げる行為をしようとする者は、行為許可申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第９条　条例第28条第２項の規定による身分を示す証明書は、県職員の身分証明書とする。

（必要な情報）

第10条　条例第42条の情報は、寄港の目的、乗員又は乗客の情報、感染症対策、緊急時の対応計画その他知事が必要と認めるものとする。

（令３規則２・追加）

（入出港届）

第11条　条例第44条第１項の大型船舶は、次の各号に掲げる船舶を除き、入港にあっては入港後直ちに、入港届（様式第13号）を、出港にあっては出港前に出港届（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

(１)　国内航路定期船

(２)　検疫のため入港する船舶

(３)　平水区域を航行区域とする船舶

(４)　その他知事が認める船舶

（令３規則２・旧第10条繰下・一部改正）

（電子計算機による係留施設使用許可の申請手続等）

第12条　条例第５条の規定による港湾施設（条例別表第１その１の表１の項（係船料に係るものに限る。）、２の項、４の項（係船料に係るものに限る。）及び５の項に掲げるものに限る。）の使用の許可若しくは当該許可に係る条例第10条の規定による変更の許可を受けようとする者又は条例第44条第１項の規定による入港若しくは出港の届出をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第２条第１項、第３条又は第11条の規定にかかわらず、様式第１号その１、様式第１号その３、様式第１号その８、様式第１号その９、様式第２号又は様式第13号の提出に代えて、県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請又は届出をすることができる（長崎港、福江港、厳原港、郷ノ浦港、松島港、松浦港及び比田勝港に係るものに限る。）。

２　前項の規定により行われた申請又は届出にあっては、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなし、当該申請又は届出に対して知事が行う処分等の通知は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。

３　第１項の場合における港湾施設の使用の許可等に係る申請者の署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を記載することをいう。以下同じ。）及び前項の場合における処分等の通知に係る知事の署名等については、氏名又は名称を明らかにする措置であって別に定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（令３規則２・旧第11条繰下・一部改正）

（係留施設使用等）

第13条　条例第44条第２項に規定する係留施設を使用させようとする者又は船きょ若しくは船台に出入させようとする者は、係留にあっては係留届（様式第14号）を、出入にあっては入出きょ届（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

（令３規則２・旧第12条繰下・一部改正）

（載荷重量等の指定）

第14条　政令第14条第１号の規定により知事が指定するものは、別表第２の左欄の区分に応じ、それぞれ当該区分の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

２　政令第14条第２号及び第18条の規定により知事が指定する廃物は、残土その他これに類するものとする。

（令３規則２・旧第13条繰下）

（指定申請）

第15条　条例第31条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第16号）によるものとする。

２　条例第31条第１号に規定する事業計画書は、条例別表第４の港湾施設（以下この項において「施設」という。）に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

(１)　施設の管理運営方針に関する事項

(２)　収支計画に関する事項

(３)　組織及び人員に関する事項

(４)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（令３規則２・旧第14条繰下）

附　則

１　この規則は、昭和51年５月１日から施行する。

２　長崎港管理条例施行規則（昭和27年長崎県規則第56号）は、廃止する。

附　則（昭和63年規則第17号）

この規則は、昭和63年５月１日から施行する。

附　則（平成３年規則第９号）

この規則は、平成３年５月１日から施行する。

附　則（平成６年規則第41号）

この規則は、平成６年９月１日から施行する。

附　則（平成７年規則第15号）

この規則は、平成７年７月１日から施行する。

附　則（平成７年規則第67号）

この規則は、平成７年11月１日から施行する。

附　則（平成８年規則第13号）

この規則は、平成８年５月１日から施行する。

附　則（平成10年規則第46号）

１　この規則は、平成10年11月１日から施行する。

２　改正後の規則別表に定めるプレジャーボートに係る使用料の金額について知事が定める額は、平成10年11月１日から平成11年11月30日までにあっては当該金額に10分の６を、平成11年12月１日から平成12年11月30日までにあっては当該金額に10分の７を、平成12年12月１日から平成13年11月30日までにあっては当該金額に10分の８を、平成13年12月１日から平成14年11月30日までにあっては当該金額に10分の９をそれぞれ乗じて得た額に読み替えて適用するものとする。

附　則（平成12年規則第57号の15）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

２　港湾区域及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関する規則（昭和51年長崎県規則第20号）は、廃止する。

附　則（平成13年規則第58号）

この規則は、平成13年９月１日から施行する。

附　則（平成15年規則第38号）

この規則は、平成15年４月17日から施行する。

附　則（平成15年規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年規則第83号）

この規則は、平成17年11月１日から施行する。

附　則（平成23年８月19日規則第33号）

１　この規則は、平成23年10月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の長崎県港湾管理規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の長崎県港湾管理規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附　則（令和２年12月15日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年１月８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条の３関係）

１　プレジャーボートに係る使用料の適用地域区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 甲地域 | 乙地域 | 丙地域 | 丁地域 |
| 港湾名及び地区名 | 長崎港、茂木港、長与港岡地区、時津港久留里地区及び浦地区 | 長与港下岡地区、時津港日並地区及び田下地区、大村港のうち富ノ原地区以外の地区、島原港内港地区及び外港地区、小浜港、早岐港、田平港、平戸港平戸地区、福江港、郷ノ浦港宇土地区及び渡良浦地区以外の地区 | 古里港、脇岬港、太田尾港、時津港白浜地区及び西時津地区、瀬戸港、神ノ浦港、田結港、大村港富ノ原地区、久山港、西郷港、神代港、多比良港、島原港新港地区及び前浜地区、堂崎港、須川港、口ノ津港、彼杵港、川棚港、佐々港、臼ノ浦港、江迎港、福島港、調川港、松浦港、平戸港白浜地区、川内港、古江港、下田港、富江港、玉ノ浦港越首地区、岐宿港、奈留島港、相の浦港、浜窄港、青方港、有川港、榎津港、郷ノ浦港宇土地区及び渡良浦地区、勝本港、印通寺港、森ノ浜港、厳原港、小茂田港、竹敷港樽ケ浜地区、仁位港、比田勝港 | 伊王島港、高島港、小口港、宮ノ浦港、瀬川港、面高港、太田和港、七ツ釜港、大瀬戸柳港、肥前大島港、崎戸港、松島港、池島港、小長井港、城ノ下港、床浪港、大島港、神崎港、玉ノ浦港のうち越首地区以外の地区、椛島港、芦ノ浦港、若松港、郷ノ首港、曽根港、小瀬良港、竹敷港竹敷地区、鹿見港、仁田港、佐須奈港、舟志港、曽ノ浦港、峰港 |

２　プレジャーボートに係る使用料

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 港湾施設 | 区分 | | 料金（単位　円） | | | |
| 甲地域 | 乙地域 | 丙地域 | 丁地域 |
| 岸壁、さん橋（浮さん橋を含む。）及び物揚場 | 係船料 |  | 25 | 20 | 15 | 10 |
| プレジャーボート用特定係留施設 | 係船料 |  | 25 | 20 | 15 | 10 |
| 泊地 | 泊地使用料 | A泊地 | 20 | 16 | 12 | 8 |
| B泊地 | 18 | 14.4 | 10.8 | 7.2 |
| C泊地 | 16 | 12.8 | 9.6 | 6.4 |
| D泊地 | 12 | 9.6 | 7.2 | 4.8 |
| E泊地 | 8 | 6.4 | 4.8 | 3.2 |
| 港湾施設用地 | プレジャーボート | 舗装 | 20 | 16 | 12 | 8 |
| 未舗装 | 18 | 14.4 | 10.8 | 7.2 |

別表第２　載荷重量の指定（第14条関係）

（令３規則２・一部改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の区分 | 地域 | 重量 |
| 護岸 | 施設の水際線から5メートル以内の地域 | 1平方メートルにつき　0.2トン |
| 施設の水際線から5メートルを超え20メートル以内の地域 | 1平方メートルにつき　1.0トン |
| 岸壁 | 施設の水際線から8メートル以内の地域 | 1平方メートルにつき　1.0トン |
| 施設の水際線から8メートルを超え20メートル以内の地域 | 1平方メートルにつき　1.5トン |
| 物揚場 | 施設の水際線から5メートル以内の地域 | 1平方メートルにつき　0.5トン |
| 施設の水際線から5メートルを超え20メートル以内の地域 | 1平方メートルにつき　1.5トン |

